

Q 企業結合に関する会計基準等の見直しに向けた検討の背景を教えてください。

A 企業会計基準公開草案第49号「企業結合に関する会計基準(案)」(平成25年1月公表)等は、平成19年8月に公表された「東京合意」(会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意)を踏まえた改正プロジェクトのステップ2に対応する改正になります。

 **解説**

企業結合に関する会計基準等の見直しについては、いわゆるEU同等性評価に係る項目を対象とするステップ1とそれ以外の項目を対象とするステップ2とに区分してプロジェクトがすすめられました。

ステップ1については、持分プーリング法の廃止及び取得企業の決定方法、株式の交換の場合における取得原価の算定方法、段階取得における取得原価の会計処理、負ののれんの会計処理、企業結合により受け入れた研究開発費の途中段階の成果の会計処理等の項目が検討対象とされ、平成20年12月に改正基準が公表されました。

ステップ2は、東京合意を踏まえたプロジェクト計画表において、既存の差異に関連するプロジェクト項目として、中期的に対応するとしているものであり、平成21年7月に公表された「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に従い、“少数株主持分の取扱い”、“取得原価の算定”、“取得原価の配分”、“のれんの会計処理”、“子会社に対する支配の喪失”が検討の対象となりました。

このステップ2に対応する改正基準案として、平成25年1月に企業会計基準公開草案第49号「企業結合に関する会計基準(案)」等が公表されました。しかし、ステップ2での討議事項のうち一定の方向性に意見が集約しつつある論点と、意見がわかれている論点があり、後者に関しては継続検討課題として公開草案から除外することになりました。

今回のコラムでは、ステップ2での検討事項となっていた、“取得原価の算定”の検討項目の1つである全部のれん方式の採用の可否、“のれんの会計処理”の検討項目の1つであるのれんの償却の可否について、以下で改訂の動向を確認します。

Q 企業結合会計基準(案)で、のれんの償却に関してどのような提案がなされましたか？

A ①連結財務諸表及び個別財務諸表ともに会計基準を改正することについて市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況にあること、②IASBに対してのれんを非償却とする国際財務報告基準(IFRS)第3号「企業結合」の取扱いに係る適用後レビュー(※)の必要性の提案を行なっているところであることから、現行の規則的な償却処理を継続することとなりました。



解説

1. 日本基準ではのれんは20年以内で規則的な償却が求められている(企業結合に関する会計基準第32項)一方で、IFRSではのれんは非償却(IFRS第3号B63項)とされています。この処理の差はのれんに対する次の表のような考え方の違いに基づいています。

今回、市場関係者の合意形成が十分に図られていないこと理由は、どちらかの考え方に会計理論上の正当性があるわけではなく、下記表の通り、それぞれ一長一短があるためです。のれんの概念の捉え方として、大まかに言って日本基準は費用収益アプローチに基づき投資原価の投資収益への配分方法に焦点を当てており、IFRSは資産負債アプローチに基づきあくまで資産性の有無に焦点を当てているといった、根底部分の会計観の相違に基づく部分があるものと考えられます。

※適用後レビューとは、新たに公表された基準が意図したとおりに機能しているか、さらには、当該基準を適用する上での課題やコストなど実務的な情報について、強制適用されてから通常2年後にIASB(IFRSの設定主体)が自ら検証することとされています。

	日本基準	IFRS
のれんの償却自体の意義	<p>のれんは超過収益力を表すものであるため、競争の進展によって通常はその価値が減価する費用性資産である。将来の収益力によって価値が変動するのは、有形固定資産も同様であるが、売却ではなく利用に伴い回収を図る場合には、定期的に償却すべきである。</p>	<p>のれんは、繰延税金資産と同様に、将来の収益力によって価値が変動する資産であり、規則的な償却ではなく、収益性の低下による回収可能で評価すべきである。</p>
	<p>規則的な償却を行う方法によれば、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額という費用の対応が可能となる。すなわち、のれんは投資した原価の一部であることに鑑みれば、のれんを定期的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している。</p>	<p>財務諸表の利用者は意志決定にあたってのれんの償却を無視しており、企業側も経営者の業績を評価するにあたりのれん償却費を考慮しないことが多いことから、のれんが償却期間にわたって毎期均等に収益獲得に貢献するという想定は、経営の実態にかなった会計処理とは言えない。</p>
のれんの償却手続	<p>取得したのれんの耐用年数及び償却パターンが予測不可能であることは、有形固定資産の減価償却でも同じであるが、設備等の有形固定資産については、何らかの見積りにより、支出総額の期間配分によって減価償却を行う。特に、企業による将来に対する見通しが償却の年数又はパターンに反映されている場合には、有用な情報を提供でき得る。</p>	<p>すべてののれんの価値が減少するわけではなく、減価する場合でも毎期規則的に減少することは稀である。取得したのれんの耐用年数及び償却パターンは、一般に予測不可能であり、恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできない。</p>
	<p>のれんの価値が減価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価がまったく認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的である。</p>	<p>規則的な償却が必要となる事前の耐用年数の決定は、主観的な見積りとなる可能性が高く、逆に恣意的な費用計上を助長する危険がある。</p>
のれんの償却手続	<p>のれんのうち価値が減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め、規則的な償却を行う方法には一定の合理性がある。</p>	<p>のれんのうち減価しない部分が存在する以上、当該部分は経済的実態を反映して非償却とすべきである。減価しない部分を分離するためには、見積りや按分といった要素が介入するかもしれないが、分離不能な部分を含めて一律に規則的な償却を行う場合に比べれば、弊害は相対的に小さいと考えられる。</p>
	<p>企業結合後に生じる自己創設のれんにつながる支出の費用処理と、企業結合により生じる購入したのれんの償却とは、別のものである。取得ではなく内部源泉によって同じ価値を創設するためには、同程度の支出が必要であり、むしろ、購入したのれんの償却により、その成長を内部源泉の企業と取得による企業を適切に比較できる。</p>	<p>のれんを生成する支出の費用とのれんの償却費の双方が認識されることにより、のれんの償却は、その成長を内部源泉ではなく取得に主として依存する企業にとって不公平をもたらす。</p>
自己創設のれん関係の計上との	<p>企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による実質的な資産計上を防ぐことができる。</p>	<p>のれんの非償却が自己創設のれんの計上につながるという見方は、購入したのれんが継続的に減少し、事後的な支出と同時に価値が創出されるという仮定に基づいている。</p>
	<p>取得したのれんの価値を維持するために費やされた費用とのれんの償却費の双方が認識されることについては、後者を非償却とするのではなく、前者をどの程度費用処理せず資産計上し償却するかの問題である。</p>	<p>取得したのれんの価値がその後の企業努力により維持されることを前提にすると、取得したのれんが自己創設のれんに置き換えられることはあるとしても、取得したのれんの価値を維持するために費やされた費用とのれんの償却費の双方が認識されることの有用性については疑問である。</p>

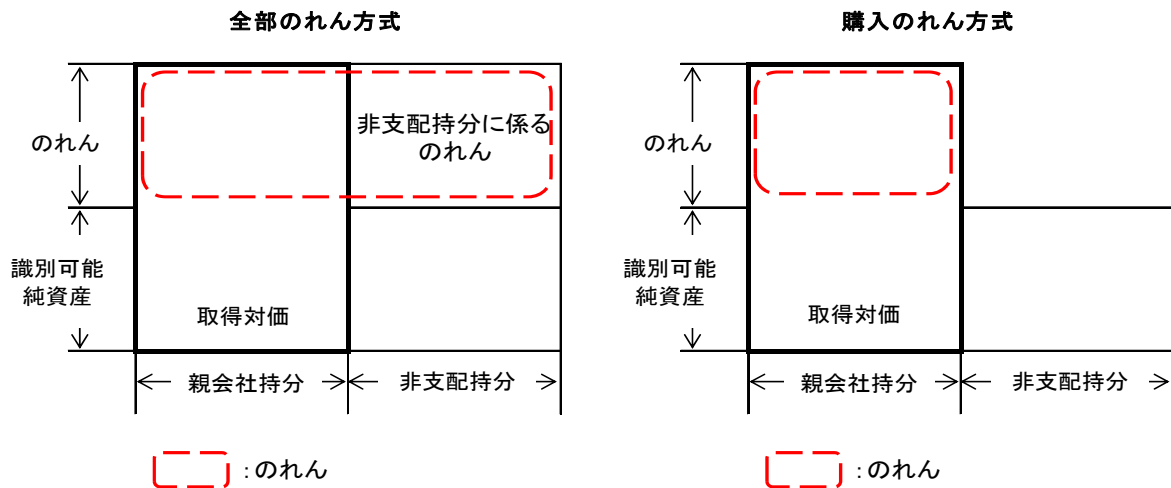
Q 企業結合会計基準(案)で、全部のれん方式に関してどのような提案がなされましたか？

A 改正することにより財務報告の改善を図ることとなるか否かについて意見が分かれているため、現行の購入のれん方式を継続することとなりました。



解説

1. 日本基準ではのれんの計上に関して、親会社持分のみを計上する考え方(購入のれん方式)を採用している一方で、IFRSでは少数株主持分に相当する部分も計上する考え方(全部のれん方式)と購入のれん方式の選択適用が認められています。



※非支配持分を公正価値で評価することにより、非支配持分からのれんが生じる

※非支配持分を識別可能純資産 × 非支配持分比率で評価することにより、親会社持分からのれんが生じる

2. 全部のれんの会計処理例(『企業結合会計の見直しに関する論点の整理』より)

(前提条件)

×1年4月1日に、P社はT社の株式(80%)を148百万円で取得した(決算日は、いずれも3月31日)。当該取得時点のT社の識別可能純資産の時価は135百万円、T社株式の時価(20%)は32百万円であったものとする。

×2年3月31日、のれんの減損損失を認識した(T社の回収可能性は135百万円であったものとし、簡便化のためにのれんの償却は無視する。)

(考え方)

①購入のれん方式による場合

×1年4月1日

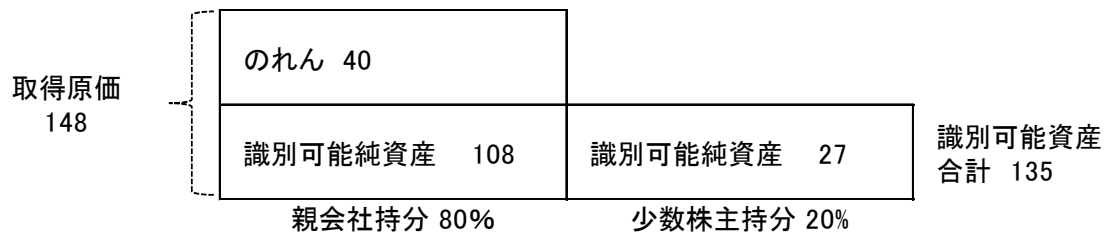
(借)	資本	135百万円	(貸)	子会社株式	148百万円
	のれん	40百万円		少数株主持分(※1)	27百万円

(※1)少数株主持分は、識別可能純資産の時価 $135 \times 20\% = 27$

×2年3月31日

(借)	減損損失(※2)	40百万円	(貸)	のれん	40百万円
-----	----------	-------	-----	-----	-------

(※2)のれんの減損損失は、T社に対する親会社の持分148がT社の回収可能価額135の80%分(=108)を上回る40



②全部のれん方式(1案)

※少数株主持分及びこれに相当するのれんを支配プレミアムが含まれない取得日の時価で計上する方法

×1年4月1日

(借)	資本	135百万円	(貸)	子会社株式	148百万円
	のれん	45百万円		少数株主持分	32百万円

×2年3月31日

(借)	減損損失(※3)	45百万円	(貸)	のれん	45百万円
	少数株主持分	9百万円		少数株主損益(※4)	9百万円

(※6)のれんの減損損失は、T社に対する持分180(親会社148+少数株主32)がT社の回収可能価額135を上回る45

(※7)のれんの減損損失45を損益の配分と同様に少数株主(20%)へ配分

取得原価 148	のれん 40	のれん 5	識別可能資産 合計 135
	識別可能純資産 108	識別可能純資産 27	
	親会社持分 80%	少数株主持分 20%	

②全部のれん方式(2案)

※少数株主持分及びこれに相当するのれんを親会社の持分から推定した額によって計上する方法

×1年4月1日

(借)	資本	135百万円	(貸)	子会社株式	148百万円
	のれん	50百万円		少数株主持分(※5)	37百万円

(※5)少数株主持分は、親会社の持分から推定した額(148÷80%×20%=37)で計上

×2年3月31日

(借)	減損損失(※6)	50百万円	(貸)	のれん	50百万円
	少数株主持分	10百万円		少数株主損益(※7)	10百万円

(※6)のれんの減損損失は、T社に対する持分185(親会社148+少数株主37)がT社の回収可能価額135を上回る50

(※7)のれんの減損損失50を損益の配分と同様に少数株主(20%)へ配分

取得原価 148	のれん 40	のれん 10	識別可能資産 合計 135
	識別可能純資産 108	識別可能純資産 27	
	親会社持分 80%	少数株主持分 20%	

上記は、改訂前IFRS第3号に基づき検討された論点整理の設例を引用しています。

改訂前IFRS第3号では、非支配株主持分の当初測定について詳細な定めはなく、活発な市場の価格に基づき非支配持分を直接測定するか、そうした価格が入手できない場合は評価技法を用いて測定することとしていました(改訂前IFRS第3号B44項)。

2008年改訂後IFRS第3号では、非支配株主持分の当初測定について、活発な市場の価格に基づき非支配持分を直接公正価値で測定(上記、案1)するか、被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定(上記、案2)しなければならないとし、両者の選択適用が認められました(改訂後IFRS第3号第19項)。

IASBは公正価値のみを測定基準として認める方向で検討していましたが、改訂IFRS第3号の発行に際し、公正価値のみを測定技法として認めるとした場合、IASBメンバーの十分な同意を得られなかったため、不本

意ながら選択適用を認めた経緯があります(改訂後IFRS第3号B212~B216)。

日本基準でも、全部のれんの方式導入の可否の検討再開に応じ、1案、2案の適用について検討されることになると思われます。

購入のれん方式と全部のれん方式の処理の差異は次のような、のれんに対する次のような考え方の違いから生じています。

購入のれん方式	<p>のれん(又は負ののれん)の計上に関しては、少数株主持分に相当する部分についても、親会社の持分について計上した額から推定した額などによって計上すべきであるとする考え方(全部のれん方式)もあるが、推定計算などの方法により少数株主持分についてののれん(又は負ののれん)を計上することにはなお問題が残されている。</p>
	<p>のれん(又は負ののれん)の計上は有償取得に限るべきであるという立場(購入のれん方式)から、全部のれん方式の考え方は採用されていない。</p>
全部のれん方式	<p>被取得企業における非支配株主持分も企業結合における1つの構成要素であり、概念上、企業結合の他の構成要素と同様に、取得日の公正価値で測定すべきである。</p>
	<p>非支配株主持分は取得企業の連結資本を構成し、非支配株主持分を取得日の公正価値で測定することは、資本の他の要素の測定方法と整合する。例えば、企業結合において、被取得企業の株主に対し発行される取得企業の株式は発行日の公正価値で測定される。</p>
	<p>非支配株主持分の測定属性を「公正価値」と特定することで、非支配株主持分に関する情報の有用性が改善される。</p>
	<p>取得日の公正価値で測定する非支配株主持分に関する情報は、取得日時点のみでなく、将来においても、親会社株式の価値を見積もる際に有用である。</p>